

保健所の組織改正について

1. 新たに課を設置した経緯

令和2年12月18日には厚生労働省より、本年度中に我が国における新型コロナウイルスワクチンの実用が本格化すること、各自治体においては年度内に接種を開始できるよう準備を進めることが明示された。

については、57万区民への新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ適切に行うため、予防接種担当課長を設置する。

なお、長期化している新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、急増する患者やクラスターへの対応で予防対策課長の業務量が増大しているため、従来予防対策課長の所掌であった予防接種全般等の業務を併せて所掌する。

2. 新たな課の構成について

- 予防接種担当課長 1名
- 予防接種グループ
 - ・ 係長及び主査 各1名
 - ・ 主任 2名 (内1名は総務部との兼務)
 - ・ 主事 3名 (内1名は区民文化部との兼務)
 - 計 7名

3. 今後の組織の見通しについて

上記の人員を中心に、予防対策課と連携して事業を推進し、特に新型コロナウイルスワクチンの年度内の接種開始に向けて着実に準備を進めていく。

来年度以降については、感染拡大の状況や業務量の推移を確認しつつ政策経営部とも協議を重ねながら、より良い組織体制のあり方を随時検討していく。